

政令第百二十七号

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「、高齢運転者標識表示義務違反」を削る。

別表第二の備考の二の10及び19中「120」を「119」に改め、同表の備考の二中112を削り、113から120までを112から119までとする。

別表第五の十五の項中「、高齢運転者標識表示義務違反」を削る。

（道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考の一の2の改正規定及び同表の備考の一の3の改正規定中「114から123まで」を「113から122まで」に改め、同表の備考の二の1及び2の改正規定中「125」を「124」に改め、同表の備考の二の10の改正規定及び同表の備考の二中108から120までを101から113までとする改正規定中「120」を「119」に、「113」を「112」に改め、同表の備考の二に次のように加える改正規定中「114」を「113」に、「115」を「114」に、「116」を「115」に、「118」を「117」に、「120」を「119」に、「117」を「116」に、「119」を「118」に、「121」を「120」に、「122」を「121」に、「123」を「122」に、「124」を「123」に、「125」を「124」に、「126」を「125」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、高齢運転者標識表示義務違反に付する点数を定めた規定を削除する等所要の規定を整備する必要があるからである。